

○大府市社会活動災害補償制度「大府市ふれあい制度」取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に活動の拠点を置く団体等が行う社会活動中の事故について、大府市社会活動災害補償制度（以下「ふれあい制度」という。）をもって補償することにより、社会活動の健全な発展を図るとともに、地域社会の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体等 市民により自主的に組織された団体又は社会活動を行う個人をいう。
- (2) 社会活動 団体等が自主的に行う地域社会活動、社会教育活動、青少年健全育成活動、社会福祉活動等で公共性のある計画的又は継続的な活動をいう。ただし、特定の政党若しくは宗教に係る活動、営利を目的とする活動又は職業として行う活動を除く。
- (3) 指導者等 団体等において、社会活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者若しくはこれに準ずる者又は社会活動を行う個人をいう。
- (4) 参加者 社会活動に直接参加する者をいう。

(補償対象者)

第3条 ふれあい制度は、市（市で設立した法人を含む。以下同じ。）、団体等、指導者等又は参加者を補償対象者として、市が損害保険会社（以下「保険会社」という。）と契約を締結する。

(補償対象事故)

第4条 ふれあい制度の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 賠償責任事故 社会活動中に指導者等の過失により、社会活動中の参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、当該指導者等が法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。
- (2) 傷害事故 社会活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、社会活動中の指導者等又は参加者が死亡し、又は負傷した事故をいう。

(適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる賠償責任事故又は傷害事故の場合については、ふれあい制度の対象としない。

(1) 賠償責任事故の場合

- ア 指導者等の同居の親族に対する事故
- イ 指導者等が所有し、使用し、又は管理する車両又は動物による事故
- ウ 指導者等の故意による事故
- エ 戦争、動乱、暴動、労働争議又は騒じょうによる事故
- オ 地震、噴火、洪水、津波又はこれらに類似の自然変象による事故
- カ 航空機、昇降機の所有、使用又は管理による事故

- キ 施設の建物、改築、改造、修理等の工事による事故
- ク 活動終了後、その活動結果（活動した場所に放置・遺棄した施設、提供した飲食物を除く）に対する賠償責任
- ケ 保険契約に適用される約款並びに各種特約及び各種特約条項に定める事由によるもの

(2) 傷害事故の場合

- ア 指導者等又は参加者の故意による事故
- イ 指導者等又は参加者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故
- ウ 指導者等又は参加者の無資格運転又は酒酔い運転による事故
- エ 指導者等又は参加者の脳疾患、疾病又は心神喪失による事故
- オ 戦争、動乱、暴動、労働争議又は騒じょうによる事故
- カ 地震、噴火、洪水、津波又はこれらに類似の自然変象による事故
- キ 山岳登山等の危険な運動による事故
- ク 他覚症状のないむちうち症（頸部症候群）又は腰痛を伴う事故
ただし、他覚的状況であると医師等所見（診断書）があれば保険の対象となる
- ケ 日本国外での活動で生じた事故
- コ 市又はこれに準ずる団体の主催者が確認できない活動による事故
- サ 子ども医療費助成制度の受給対象者が活動によって生じた事故
- シ 自己の技能向上を目的とする定期活動又は練習による事故
- ス 学校管理下、PTA及び放課後クラブにおける活動中の事故
- セ 保険契約に適用される約款並びに各種特約及び各種特約条項に定める事由によるもの

（事故報告）

第6条 団体等又は参加者は、社会活動中に事故が発生したときは、速やかに、大府市ふれあい制度事故報告書（第1号様式）により事業所管課に報告し、報告を受けた課は、速やかに、市長に報告するものとする。ただし、事業所管課が不明の場合は、直接協働推進課に報告するものとする。

（事故判定）

第7条 市長は、前条の事故報告書が提出された場合において、当該事故について調査し、社会活動中の事故と認定するに当たり、事実関係を審査する必要があると認めたときは、大府市社会活動事故判定委員会（以下「判定委員会」という。）に諮るものとする。

- 2 市長は、判定委員会の判定に基づき、当該事故が社会活動中の事故と認定したときは、事故証明書により補償対象者及び保険会社に通知するものとする。

（補償金請求）

第8条 賠償責任事故に係る補償金の請求は、指導者等が指導者等と被害者との間で法律上の問題が解決した後、市を経由して保険会社に請求するものとする。

- 2 傷害事故に係る補償金の請求は、傷害が完治した後、当該傷害事故に係る指導者等又は参加者が、市長に対して行うものとする。ただし、指導者等又は参加者が死亡した場合は法定相続人が、市長に対して行うものとする。

（賠償責任事故のてん補額及び限度額）

第9条 賠償責任事故のてん補額は、1回の事故につき損害賠償金及び市長が認めた費用の合計額から1,000円を控除した額とする。ただし、1回の事故につき5億円を限度とする。

(死亡補償金)

第10条 指導者等又は参加者が傷害事故に起因して、当該事故の日から180日以内に死亡したときは、その者の法定相続人に対し死亡補償金として1人につき300万円を支払うものとする。

(後遺障害補償金)

第11条 指導者等又は参加者が傷害事故に起因して、当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対し後遺障害補償金を支払うものとする。

2 後遺障害補償金は一時金とし、その額は後遺障害の程度により300万円に保険会社が定める割合を乗じて得た額とする。

(入院補償金、手術補償金及び通院補償金)

第12条 指導者等又は参加者が社会活動中の事故に起因して、負傷した場合には、その者に対し入院補償金、手術補償金又は通院補償金を支払うものとする。

2 入院補償金及び通院補償金は、入院又は通院して治療に要した日数1日につき次に掲げる額とし、入院補償金にあつては事故の日から180日を限度とし、通院補償金にあつては事故の日から180日までの間において90日を限度とする。

(1) 入院補償金日額 3,000円

(2) 通院補償金日額 2,000円

3 手術補償金は、入院補償金日額に、手術の種類に応じて、保険会社が定める倍率を乗じて得た額とする。

(庶務)

第13条 事故報告に係る庶務は、事業所管課及び協働推進課において処理し、その他の庶務については協働推進課において処理する。

(準用規定)

第14条 この要綱に定めるもののほか、ふれあい制度については、賠償責任保険普通保険約款、費用・利益保険普通保険約款等の規定を準用する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。